

令和7年度肝炎対策実施計画(案)について

肝炎対策実施計画 新旧対照表

令和6年度	令和7年度(案)
令和6年度 肝炎対策実施計画	令和7年度 肝炎対策実施計画
第1 目的 東京都肝炎対策指針(以下「指針」という。)に基づき、東京都において令和6年度に実施する肝炎対策事業を明らかにし、着実な実施を期す。	第1 目的 東京都肝炎対策指針(以下「指針」という。)に基づき、東京都において令和7年度に実施する肝炎対策事業を明らかにし、着実な実施を期す。
第2 事業計画	第2 事業計画
1 予防	1 予防
B型肝炎ワクチン定期接種について、国や医師会等関係団体との連絡調整等により、区市町村における円滑な実施を支援する。	B型肝炎ワクチン定期接種について、国や医師会等関係団体との連絡調整等により、区市町村における円滑な実施を支援する。
2 普及啓発	2 普及啓発
(1)感染予防に関する普及啓発 ○ パンフレットの配布など様々な広報媒体により、都民に対してウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ○ 7月28日の「日本肝炎デー」を含む1週間(以下「肝臓週間」という。)には、パネル展の開催などの普及啓発を図る。 ○ 区市町村等に対し、肝臓週間におけるウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発の取組を促す。	(1)感染予防に関する普及啓発 ○ パンフレットの配布など様々な広報媒体により、都民に対してウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。 ○ 7月28日の「日本肝炎デー」を含む1週間(以下「肝臓週間」という。)には、パネル展の開催などの普及啓発を図る。 ○ 区市町村等に対し、肝臓週間におけるウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発の取組を促す。
(2)肝炎ウイルス検査の受検勧奨のための普及啓発 ① 肝臓週間を中心とした受検勧奨 ○ 肝臓週間に実施するパンフレットの配布、パネル展の開催などの啓発に加え、年間を通して、未受検者に対する受検勧奨に取り組む。 ○ 未受検者に対する受検勧奨として、年齢等に焦点を絞った普及啓発を併せて行う。 ○ 区市町村等に対し、未受検者に対する積極的な受検勧奨の実施を促す。 ② 区市町村に対する財政的支援 ○ 個別勧奨事業を実施する区市町村に対し、健康増進事業による支援を行う。 ○ ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のため、住民への正しい知識の普及啓発及び受検歴の把握などによる、未受検者に対する効果的な受検勧奨等に対し、保健医療政策区市町村包括補助事業(以下「包括補助事業」という。)により支援する。また、包括補助事業の活	(2)肝炎ウイルス検査の受検勧奨のための普及啓発 ① 肝臓週間を中心とした受検勧奨 ○ 肝臓週間に実施するパンフレットの配布、パネル展の開催などの啓発に加え、年間を通して、未受検者に対する受検勧奨に取り組む。 ○ 未受検者に対する受検勧奨として、年齢等に焦点を絞った普及啓発を併せて行う。 ○ 区市町村等に対し、未受検者に対する積極的な受検勧奨の実施を促す。 ② 区市町村に対する財政的支援 ○ 個別勧奨事業を実施する区市町村に対し、健康増進事業による支援を行う。 ○ ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のため、住民への正しい知識の普及啓発及び受検歴の把握などによる、未受検者に対する効果的な受検勧奨等に対し、保健医療政策区市町村包括補助事業(以下「包括補助事業」という。)により支援する。また、包括補助事業の活

令和6年度	令和7年度(案)
用事例を収集し、情報共有することで、他の自治体にも活用を促し、地域の実情に応じた取組を促進する。 ③ 職域に対する受検勧奨 ○ 職域団体等に対し、職域向けの肝炎ウイルス検査普及啓発チラシを作成・配布し、職域における受検勧奨のための普及啓発を推進する。 ○ 職域団体等と連携の上、健康経営アドバイザーを活用し、職域における受検勧奨のための普及啓発を推進する。 (3)肝炎コーディネーター養成研修会 ○ 医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者、患者団体等を対象に研修会を実施し、地域や職域における肝炎に関する理解を促進するため、肝炎の基礎知識や、受診の勧奨、肝炎ウイルスに持続感染している者(ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。)への偏見の解消、治療を継続しながら働くことができる環境づくりに向けた理解等について普及啓発を行う「肝炎コーディネーター」を養成する。 ○ 令和<u>6</u>年度において、<u>肝炎コーディネーターを200名養成する</u>ことを数値目標とする。 ○ 肝炎対策の推進役として、受検、受診、受療及びフォローアップなど、東京都肝炎コーディネーターの役割を果たし、更なる技術向上を図るため、これまで養成した肝炎コーディネーター(令和3年度までに養成した肝疾患職域コーディネーターを含む)を対象にスキルアップ研修を実施する。 (4)健康管理手帳の作成・配布 ○ 肝炎患者等に対し、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた健康管理手帳(以下「手帳」という。)を配布することで、肝炎診療ネットワークにつなげ、受療の促進及び治療継続を支援する。 (5)かかりつけ医と連携した受診勧奨の推進 ○ かかりつけ医に手帳を配布し、ウイルス性肝炎に関する知識や肝炎医療の提供体制、相談体制への理解を促進する。 ○ かかりつけ医に肝炎患者等に対する治療方法等の説明時に手帳を活用してもらうことにより、専門医療機関への受診勧奨を推進する。 (6)肝炎患者等に対する偏見・差別の解消 ○ ウイルス性肝炎の患者や家族等に対する偏見や差別解消のためには、感染経路や感染予防などウイルス性肝炎について正しい知識を普及することが重要であるため、肝炎コーディネーターや区市町村等の関係機関と連携して、広く都民に対する普及啓発を実施する。	用事例を収集し、情報共有することで、他の自治体にも活用を促し、地域の実情に応じた取組を促進する。 ③ 職域に対する受検勧奨 ○ 職域団体等に対し、職域向けの肝炎ウイルス検査普及啓発チラシを作成・配布し、職域における受検勧奨のための普及啓発を推進する。 ○ 職域団体等と連携の上、健康経営アドバイザーを活用し、職域における受検勧奨のための普及啓発を推進する。 (3)肝炎コーディネーター養成研修会 ○ 医療機関、区市町村や職域の健康管理担当者、患者団体等を対象に研修会を実施し、地域や職域における肝炎に関する理解を促進するため、肝炎の基礎知識や、受診の勧奨、肝炎ウイルスに持続感染している者(ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。)への偏見の解消、治療を継続しながら働くことができる環境づくりに向けた理解等について普及啓発を行う「肝炎コーディネーター」を養成する。 ○ 令和<u>7</u>年度<u>研修終了時点</u>において、<u>肝炎コーディネーターを配置している都内肝臓専門医療機関数及び自治体数を計 160 か所とする</u>ことを数値目標とする。 ○ 肝炎対策の推進役として、受検、受診、受療及びフォローアップなど、東京都肝炎コーディネーターの役割を果たし、更なる技術向上を図るため、これまで養成した肝炎コーディネーター(令和3年度までに養成した肝疾患職域コーディネーターを含む)を対象にスキルアップ研修を実施する。 (4)健康管理手帳の作成・配布 ○ 肝炎患者等に対し、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた健康管理手帳(以下「手帳」という。)を配布することで、肝炎診療ネットワークにつなげ、受療の促進及び治療継続を支援する。 (5)かかりつけ医と連携した受診勧奨の推進 ○ かかりつけ医に手帳を配布し、ウイルス性肝炎に関する知識や肝炎医療の提供体制、相談体制への理解を促進する。 ○ かかりつけ医に肝炎患者等に対する治療方法等の説明時に手帳を活用してもらうことにより、専門医療機関への受診勧奨を推進する。 (6)肝炎患者等に対する偏見・差別の解消 ○ ウイルス性肝炎の患者や家族等に対する偏見や差別解消のためには、感染経路や感染予防などウイルス性肝炎について正しい知識を普及することが重要であるため、肝炎コーディネーターや区市町村等の関係機関と連携して、広く都民に対する普及啓発を実施する。

令和6年度	令和7年度(案)
3 肝炎ウイルス検査の実施体制 (1)都保健所における肝炎ウイルス検査の実施 ○ 各都保健所において肝炎ウイルス検査を実施する。 ○ 肝炎ウイルス検査を受検する者に対し、医師又は保健師等の専門職がパンフレット等を活用して受検前後における保健指導を行う。 (2)区市町村に対する財政的支援 ○ 肝炎ウイルス検査を実施する区市町村に対し、健康増進事業による支援を行う。 ○ 医師又は保健師等の専門職が肝炎ウイルス検査を受検する者にリーフレット等を活用した受検前後における保健指導を行う区市町村に対し、包括補助事業により支援する。 (3)区市町村に対する技術的支援 ○ 区市町村が肝炎ウイルス検査を実施する方法、留意事項等を具体的に示した手引きを作成し、活用を促すことで検査が適切に実施できるよう支援する。 ○ 区市町村別の肝炎ウイルス検査実施件数を都内区市町村に共有し、都民に受検を積極的に呼びかけるよう促す。 (4)区市町村及び職域との連携 ○ 区市町村に対して、住民等が肝炎ウイルス検査を受検する機会の充実を促す。 ○ 職域団体等に対し、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の周知を行うとともに、肝炎ウイルス検査の実施体制整備及び受検勧奨を促進する。 4 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (1)肝炎診療ネットワークの充実 ① 地域連携パスの運用 ○ 地域連携パスを運用し、肝臓専門医療機関とかかりつけ医を含む地域の医療機関との連携強化を図る。 ○ 地域連携パスの登録者数<u>1,830人</u>を数値目標とする。 ② 医療従事者研修の実施 ○ 肝炎診療に関する最新の情報を的確に共有できるよう、東京都肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）による研修を実施する。実施に当たっては、かかりつけ医等が研修に参加しやすいよう2拠点病院でそれぞれ3か所のエリアに分けて実施する（1か所当たり 100名規模）。	3 肝炎ウイルス検査の実施体制 (1)都保健所における肝炎ウイルス検査の実施 ○ 各都保健所において肝炎ウイルス検査を実施する。 ○ 肝炎ウイルス検査を受検する者に対し、医師又は保健師等の専門職がパンフレット等を活用して受検前後における保健指導を行う。 (2)区市町村に対する財政的支援 ○ 肝炎ウイルス検査を実施する区市町村に対し、健康増進事業による支援を行う。 ○ 医師又は保健師等の専門職が肝炎ウイルス検査を受検する者にリーフレットを活用した受検前後における保健指導を行う区市町村に対し、包括補助事業により支援する。 (3)区市町村に対する技術的支援 ○ 区市町村が肝炎ウイルス検査を実施する方法、留意事項等を具体的に示した手引きを作成し、活用を促すことで検査が適切に実施できるよう支援する。 ○ 区市町村別の肝炎ウイルス検査実施件数を都内区市町村に共有し、都民に受検を積極的に呼びかけるよう促す。 (4)区市町村及び職域との連携 ○ 区市町村に対して、住民等が肝炎ウイルス検査を受検する機会の充実を促す。 ○ 職域団体等に対し、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の周知を行うとともに、肝炎ウイルス検査の実施体制整備及び受検勧奨を促進する。 4 肝炎医療の提供体制及び人材育成 (1)肝炎診療ネットワークの充実 ① 地域連携パスの運用 ○ 地域連携パスを運用し、肝臓専門医療機関とかかりつけ医を含む地域の医療機関との連携強化を図る。 ○ 地域連携パスの登録者数<u>1,910人</u>を数値目標とする。 ② 医療従事者研修の実施 ○ 肝炎診療に関する最新の情報を的確に共有できるよう、東京都肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）による研修を実施する。実施に当たっては、かかりつけ医等が研修に参加しやすいよう2拠点病院でそれぞれ3か所のエリアに分けて実施する（1か所当たり 100名規模）。

令和6年度	令和7年度(案)
③ 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会(年1回開催) ○ 拠点病院と幹事医療機関が地域における肝炎診療等を協議するため、連絡協議会を開催する。 ④ かかりつけ医と連携した受診勧奨の推進(再掲) ⑤ 肝炎医療コーディネーターの養成(再掲) ○ 拠点病院、幹事医療機関、肝臓専門医療機関等に肝炎医療コーディネーターを配置し、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を推進する。 (2)ウイルス性肝炎重症化予防の推進 ① 陽性者フォローアップ事業の推進 ○ 区市町村に対し、陽性者の定期的な受診勧奨を行うなどのフォローアップ事業の円滑な推進のため、手引き・チラシを作成するなどの支援をするとともに、都保健所及び職域が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者並びに妊婦健康診査又は手術前検査で陽性と判定された者へのフォローアップを実施する。 ○ 定期検査費用の助成により把握した肝炎患者に対し、医療機関の受診や受療状況等を確認し、受診の継続を促す。 ② 検査費用助成事業 ○ 区市町村や都保健所及び職域が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者並びに妊婦健康診査又は手術前検査で陽性と判定された者が初めて受けた精密検査にかかる費用を助成し、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療の促進を図る。 ○ 肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察者を含む)が受けた定期検査にかかる費用を年度内2回分(初回精密検査費用を含む。)を限度として助成する。また、医療費助成により把握した肝炎患者に対し、定期検査費用助成制度の周知など、継続的な受検・受診を促す なお、検査費用助成事業の助成対象者等については、別途定めるものとする。 (3)地域や職場での肝炎対策の理解推進 ① 事業者向けチラシの送付 ○ 職域において肝炎に関する理解を深め、従業員の肝炎ウイルス検査の受検や検査陽性者の早期受診、肝炎患者の受療を促進するとともに、肝炎患者等である従業員が治療を継続しながら働くことができるよう、企業等の職域に対し、理解促進のためのチラシを送付する。 ② 肝炎コーディネーター養成研修会の実施(再掲) ○ 肝炎患者や肝炎ウイルス検査の陽性者が安心して医療を受けられるよう、医療に関する情報提供や相談支援、フォローアップ等を行う「肝炎医療コーディネーター」を養成するため、医療機関職員に対する研修を実施する。 ○ 地域や職域において肝炎対策を推進する「肝炎対策コーディネーター」を養成するため、以下を対象とした研修を実施する。	③ 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会(年1回開催) ○ 拠点病院と幹事医療機関が地域における肝炎診療等を協議するため、連絡協議会を開催する。 ④ かかりつけ医と連携した受診勧奨の推進(再掲) ⑤ 肝炎医療コーディネーターの養成(再掲) ○ 拠点病院、幹事医療機関、肝臓専門医療機関等に肝炎医療コーディネーターを配置し、肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援を推進する。 (2)ウイルス性肝炎重症化予防の推進 ① 陽性者フォローアップ事業の推進 ○ 区市町村に対し、陽性者の定期的な受診勧奨を行うなどのフォローアップ事業の円滑な推進のため、手引き・チラシを作成するなどの支援をするとともに、都保健所及び職域が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者並びに妊婦健康診査又は手術前検査で陽性と判定された者へのフォローアップを実施する。 ○ 定期検査費用の助成により把握した肝炎患者に対し、医療機関の受診や受療状況等を確認し、受診の継続を促す。 ② 検査費用助成事業 ○ 区市町村や都保健所及び職域が実施する肝炎ウイルス検査の陽性者並びに妊婦健康診査又は手術前検査で陽性と判定された者が初めて受けた精密検査にかかる費用を助成し、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療の促進を図る。 ○ 肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察者を含む)が受けた定期検査にかかる費用を年度内2回分(初回精密検査費用を含む。)を限度として助成する。また、医療費助成により把握した肝炎患者に対し、定期検査費用助成制度の周知など、継続的な受検・受診を促す なお、検査費用助成事業の助成対象者等については、別途定めるものとする。 (3)地域や職場での肝炎対策の理解推進 ① 事業者向けチラシの送付 ○ 職域において肝炎に関する理解を深め、従業員の肝炎ウイルス検査の受検や検査陽性者の早期受診、肝炎患者の受療を促進するとともに、肝炎患者等である従業員が治療を継続しながら働くことができるよう、企業等の職域に対し、理解促進のためのチラシを送付する。 ② 肝炎コーディネーター養成研修会の実施(再掲) ○ 肝炎患者や肝炎ウイルス検査の陽性者が安心して医療を受けられるよう、医療に関する情報提供や相談支援、フォローアップ等を行う「肝炎医療コーディネーター」を養成するため、医療機関職員に対する研修を実施する。 ○ 地域や職域において肝炎対策を推進する「肝炎対策コーディネーター」を養成するため、以下を対象とした研修を実施する。

令和6年度	令和7年度(案)
・区市町村・保健所職員を対象とし、地域において肝炎対策についての普及啓発や情報提供を行い、関係機関と連携して受検、受診、受療の促進を図る。 ・企業等の職域の健康管理担当者等を対象とし、従業員の肝炎ウイルス検査の受検や検査陽性者の早期受診、肝炎患者の受療を促進するとともに、肝炎患者等が十分な配慮のもとに就労と治療を両立できる職場環境づくりの支援を図る。 ・患者団体を対象とし、身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者やその家族等からの相談を受け、医療機関や行政機関へ適切に繋ぐことができるようにする。 ○ 肝炎対策の推進役として、受検、受診、受療及びフォローアップなど、東京都肝炎コーディネーターの役割を果たし、更なる技術向上を図るため、これまで養成した肝炎コーディネーター(令和3年度までに養成した肝疾患職域コーディネーターを含む)を対象にスキルアップ研修を実施する。 (4)肝炎医療費助成の実施 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 ○ 肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を受療する肝炎患者等に対し、医療費助成による支援を行い、治療の促進を図る。(区市町村民税非課税世帯(所得割・均等割とも)の方は、自己負担なし) (5)肝がん・重度肝硬変治療研究の促進 ○ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進を図る。 <u>(6)肝硬変治療薬開発の推進</u> <u>○ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変に対する治療薬の開発を推進するため、東京都医学総合研究所において、肝臓の機能が回復するメカニズムを解明する基礎研究を実施する。</u> 5 肝炎患者及びその家族等に対する支援や情報提供の充実 (1)肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援 ① 肝疾患相談センターの運営 ○ 拠点病院内に設置した肝疾患相談センターにおいて、肝炎患者及びその家族等が、不安や悩みを解消し、療養生活の質の向上を図ることができるよう、医師、看護師等の専門職による相談支援を実施する。 ② 患者向け講演会等の実施	・区市町村・保健所職員を対象とし、地域において肝炎対策についての普及啓発や情報提供を行い、関係機関と連携して受検、受診、受療の促進を図る。 ・企業等の職域の健康管理担当者等を対象とし、従業員の肝炎ウイルス検査の受検や検査陽性者の早期受診、肝炎患者の受療を促進するとともに、肝炎患者等が十分な配慮のもとに就労と治療を両立できる職場環境づくりの支援を図る。 ・患者団体を対象とし、身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者やその家族等からの相談を受け、医療機関や行政機関へ適切に繋ぐことができるようにする。 ○ 肝炎対策の推進役として、受検、受診、受療及びフォローアップなど、東京都肝炎コーディネーターの役割を果たし、更なる技術向上を図るため、これまで養成した肝炎コーディネーター(令和3年度までに養成した肝疾患職域コーディネーターを含む)を対象にスキルアップ研修を実施する。 (4)肝炎医療費助成の実施 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 ○ 肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を受療する肝炎患者等に対し、医療費助成による支援を行い、治療の促進を図る。(区市町村民税非課税世帯(所得割・均等割とも)の方は、自己負担なし) (5)肝がん・重度肝硬変治療研究の促進 ○ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進を図る。 5 肝炎患者及びその家族等に対する支援や情報提供の充実 (1)肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援 ① 肝疾患相談センターの運営 ○ 拠点病院内に設置した肝疾患相談センターにおいて、肝炎患者及びその家族等が、不安や悩みを解消し、療養生活の質の向上を図ることができるよう、医師、看護師等の専門職による相談支援を実施する。 ② 患者向け講演会等の実施

令和6年度	令和7年度(案)
○ 拠点病院において、肝炎患者等に、肝炎、肝がんの最新治療等の情報を提供するため、講演会を実施する(2回実施) ○ 患者支援の充実を図るため、多くの患者が所属する患者団体と連携し、患者向け医療講演会及び相談会を実施する(2回実施)。 ③ 肝炎コーディネーターによる支援(再掲) ○ 医療機関、区市町村、職域の健康管理担当者、患者団体等に配置した肝炎コーディネーターにより、肝炎患者及びその家族等に対して、肝炎対策や医療についての情報提供を行う。 (2) 患者交流の支援 患者サロンの実施(12回実施) ○ 患者同士の交流等を支援するため、拠点病院において、医療従事者とのコミュニケーションも可能な患者サロンを開催する。 (3) 肝臓機能障害による身体障害者手帳を交付された方への支援 ① 肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付 ○ 身体障害者福祉法等に基づき、身体障害者認定基準に該当する肝臓機能障害のある方を対象に、身体障害者手帳の交付を行う。 ② 医療費助成 ○ 65 歳未満で身体障害者手帳1級から3級を取得し、一定の要件を満たす者に対し、心身障害者医療費助成制度による支援を行う。 ○ 肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とこれに伴う医療を受ける者に対し、自立支援医療(更生医療・育成医療)による支援を行う。ただし、更生医療を受ける者は、身体障害者手帳の交付を受けているものに限る。	○ 拠点病院において、肝炎患者等に、肝炎、肝がんの最新治療等の情報を提供するため、講演会を実施する(2回実施) ○ 患者支援の充実を図るため、多くの患者が所属する患者団体と連携し、患者向け医療講演会及び相談会を実施する(2回実施)。 ③ 肝炎コーディネーターによる支援(再掲) ○ 医療機関、区市町村、職域の健康管理担当者、患者団体等に配置した肝炎コーディネーターにより、肝炎患者及びその家族等に対して、肝炎対策や医療についての情報提供を行う。 (2) 患者交流の支援 患者サロンの実施(12回実施) ○ 患者同士の交流等を支援するため、拠点病院において、医療従事者とのコミュニケーションも可能な患者サロンを開催する。 (3) 肝臓機能障害による身体障害者手帳を交付された方への支援 ① 肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付 ○ 身体障害者福祉法等に基づき、身体障害者認定基準に該当する肝臓機能障害のある方を対象に、身体障害者手帳の交付を行う。 ② 医療費助成 ○ 65 歳未満で身体障害者手帳1級から3級を取得し、一定の要件を満たす者に対し、心身障害者医療費助成制度による支援を行う。 ○ 肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とこれに伴う医療を受ける者に対し、自立支援医療(更生医療・育成医療)による支援を行う。ただし、更生医療を受ける者は、身体障害者手帳の交付を受けているものに限る。

